

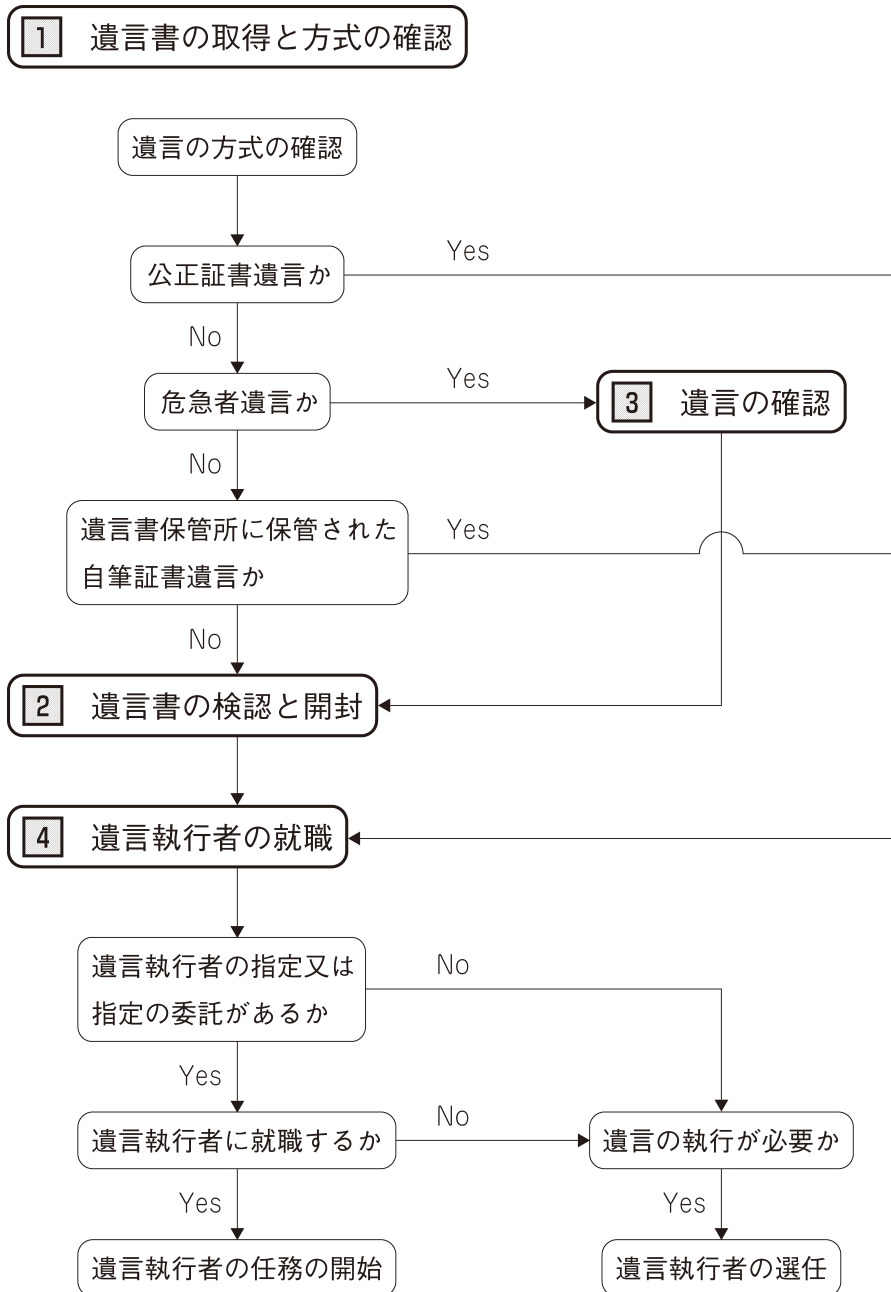
# 遺言執行 実務マニュアル

著 中根 秀樹 (弁護士)

新日本法規

## 第1 遺言執行の準備

### <フローチャート～遺言執行の準備>





すが、胎児が死産であったときは、その者に関する遺贈は効力を失います(民965・886)。

法人も受遺者となることができます。同時存在の原則から、遺言の効力発生時に存在しない法人には受遺能力はないと解されます。

相続欠格者は受遺者となることができません(民965・891)。ただし、遺言者が受遺欠格者であることを知りながら遺贈した場合、欠格の宥恕を認めたものとして遺贈を有効と解してよいとする見解もあります(中川善之助=加藤永一編『新版注釈民法(28)相続(3)遺言・遺留分—960条~1044条〔補訂版〕』74頁(有斐閣、2002))。

#### ウ 遺贈義務者

遺贈を実現すべき義務を負う者を遺贈義務者といいます(民987)。

遺贈義務者は、一次的には相続人ですが、遺言執行者がある場合には、遺言執行者のみが遺贈義務者となります(改正民1012②)。この規定は相続法の改正によって新たに追加されたもので、改正法施行日である令和元年7月1日以降に開始された相続についてはもとより、施行日前に開始された相続に関し、施行日以後に遺言執行者となる者にも適用されます(改正法附則8①)。もっとも、相続法改正以前においても、特定遺贈に関し、遺言執行者がある場合においては、遺言執行者のみが遺贈義務者となるのが判例(最判昭43・5・31民集22・5・1137)であり、上記改正は、この判例の趣旨を明確化することを目的としたものとされています。

### ◆遺贈の種類

#### ア 包括遺贈と特定遺贈

遺贈の目的を特定せず、遺産の全部又はその一定割合を与えるとするものを包括遺贈、遺贈の目的を特定の財産的利益とするものを特定遺贈といいます。一つの遺言において特定遺贈と包括遺贈を併存させて行うことも可能です。

#### ケーススタディ

**Q** 包括遺贈と特定遺贈はどのように区別されるのでしょうか。

**A** 遺贈が包括遺贈であるか特定遺贈であるかは、それが債務の承継を伴うものであるか否かによって区別されますが、その判断は容易ではありません。一つの遺言において特定遺贈と包括遺贈を併存させて行うことも許され、相続財産のうち一部の特定財産を特定人に遺贈し、その特定財産を除いた全てをAに寄附すると

の遺言について、Aへの遺贈を包括遺贈とした裁判例があります（東京地判平10・6・26判時1668・49）。

#### イ 期限付遺贈・条件付遺贈

遺贈には期限や条件を付すこともできます。期限には始期及び終期があり、条件には停止条件及び解除条件があります。

「遺言者の死亡以前に受遺者Aが死亡したときは、Bに遺贈する」旨の遺言は、遺言者の死亡以前に受遺者が死亡したことを停止条件とする遺言（予備的遺言・補充遺言）として多く利用されます。

#### ウ 清算型遺贈

相続財産中の全部又は一部の財産を処分し、全部又は一部の債務を弁済した後の金銭を遺贈するものを清算型遺贈といいます。

#### エ 負担付遺贈

受遺者に一定の法律上の義務を負担させる遺贈を負担付遺贈といいます（民1002）。遺贈をしないで負担のみを課すことはできず、生前に贈与している場合であっても同様です。負担によって利益を受けるものを受益者といい、受益者は相続人でも第三者でも、あるいは遺言者自身でもかまいません。

### ケーススタディ

**Q** 後継ぎ遺贈とはどういうものですか。

**A** 「Aに土地・建物を遺贈する。Aが死亡した後は、その土地・建物はBに与える。」といったように、受遺者の受ける利益を、ある条件の成就又は期限の到来によって他の者に移転させることを内容とする遺言を「後継ぎ遺贈」と呼びます。例えば、自宅土地建物について、まずは配偶者に遺すが、配偶者の死亡後は、配偶者とは親子関係のない先妻との子に遺したいといった場合に用いられます。

この後継ぎ遺贈が有効であるかどうかは、裁判実務上必ずしも明らかでなく（なお最判昭58・3・18判時1075・115）、現行法上無効であると解する見解も有力です。相続法の改正（民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律（平成30年法律72号））により配偶者居住権が新設された結果、上記のようなケースにおいては、配偶者には配偶者居住権を遺贈し、自宅土地建物の所有権は先妻との子に相続させるこ



## 【参考書式14】 特定遺贈の承認又は放棄の催告書

令和○年○月○日

故乙山春子殿受遺者  
戊 川 次 郎 殿

〒○○○-○○○○ 東京都○○区○○一丁目1番1号

○○法律事務所

故乙山春子殿遺言執行者

弁護士 甲 野 一 樹 ㊞

TEL：03-○○○○-○○○○

FAX：03-○○○○-○○○○

## 遺贈の承認又は放棄の催告書

冠省 当職は、故乙山春子殿（昭和14年4月1日生、令和2年4月1日ご逝去、本籍：東京都○○区○○一丁目2番地3）の遺言執行者として、貴殿に対し、以下のとおりご通知申し上げます。

既に別途ご案内しておりますように、故乙山春子殿は、平成30年5月1日付遺言公正証書（東京法務局所属公証人丁木一夫作成平成30年第○○○号）により、貴殿を受遺者として、後記物件の表示記載の各土地を遺贈されました。

つきましては、貴殿が上記遺贈の全部又は一部を承認されるか、又は放棄されるかについて、本書面到達後14日以内に、当職宛、添付の回答書を郵送する方法にてご回答いただきますようお願いいたします。なお、一度行った遺贈の承認又は放棄は、これを撤回することができませんのでご注意ください。また、民法987条により、受遺者である貴殿が、上記期間内に当職に対してご意思を表示しない場合には、遺贈を承認したものとみなされますことを申し添えます。（注1）

なお、貴殿が上記遺贈を承認される場合、速やかに、貴殿との共同申請により、遺贈の目的となった土地について移転登記手続を行う必要があります。移転登記手続の詳細は、遺贈の承認を内容とする回答書を受領次第、別途ご連絡申し上げます。

ご不明の点がございましたら、当職宛ご連絡いただきますようお願い申し上げます。どうぞよろしく願い申し上げます。

草 々

## 【物件の表示】

1 土 地

所 在 ○○区○○一丁目

地番	2番34
地目	宅地
地積	123.45m <sup>2</sup>
2 土地	
所在	〇〇区〇〇一丁目
地番	2番35
地目	宅地
地積	34.56m <sup>2</sup>
添付書類	
1 遺言公正証書正本の写し	1通
2 回答書	1通

(注1) 回答の内容が明確となるよう、書面による回答を求めることが適切で、回答書を添付することとしています。

遺贈の承認及び放棄は、撤回することができませんので(民989)、その旨記載しておいた方がよいでしょう。

年 月 日
(作成した日付をご記入ください。)
故乙山春子殿遺言執行者 弁護士 甲 野 一 樹 宛
住 所
氏 名 <span style="float: right;">㊟</span>
(TEL:     -     -     )
回 答 書
故乙山春子殿の平成30年5月1日付遺言公正証書(東京法務局所属公証人丁木一夫作成平成30年第〇〇〇号)による、以下の物件の表示記載の各不動産を目的とする遺贈の承認又は放棄の催告に対し、下記のとおり回答します。
【物件の表示】
1 土地
所在 〇〇区〇〇一丁目



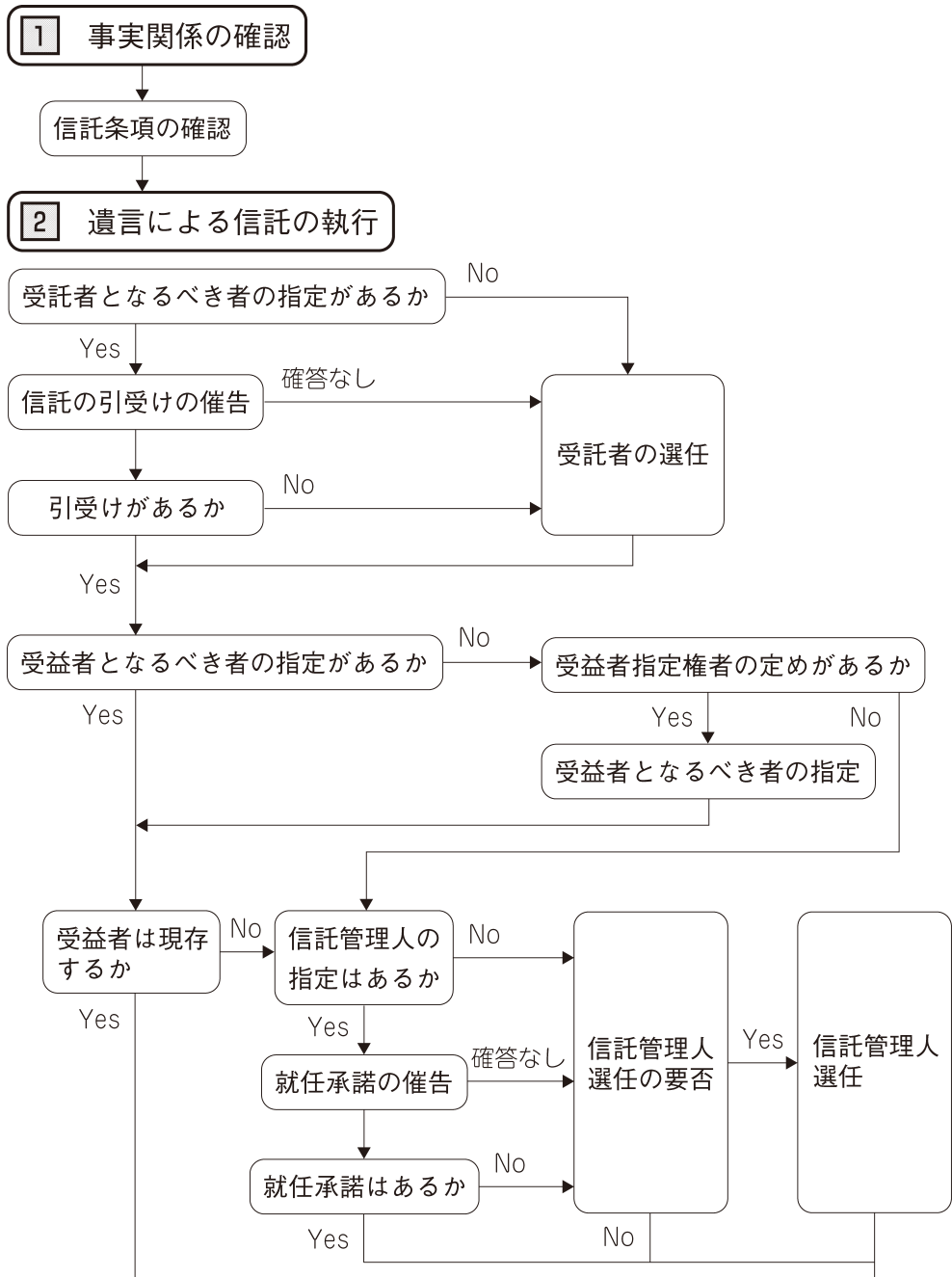
地 番 2番34  
地 目 宅地  
地 積 123.45m<sup>2</sup>  
2 土 地  
所 在 ○○区○○一丁目  
地 番 2番35  
地 目 宅地  
地 積 34.56m<sup>2</sup>

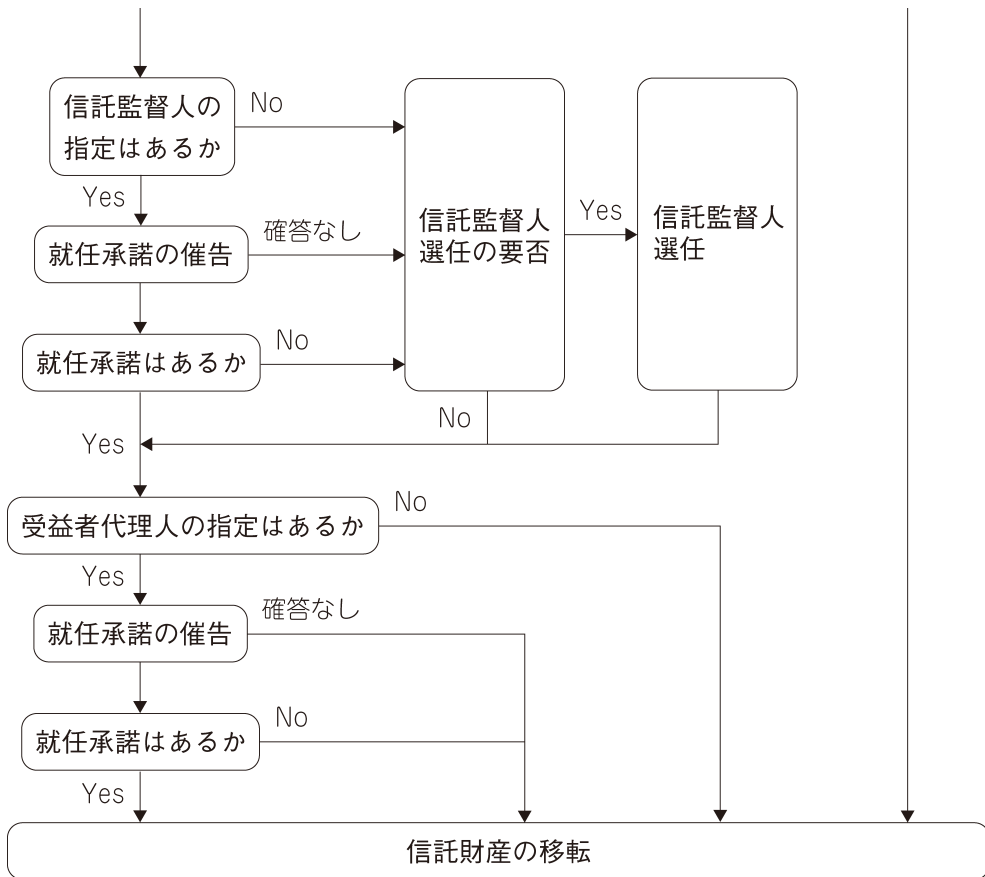
- ① 上記遺贈を全て承認します。  
② 上記遺贈のうち、\_\_\_\_番の土地の遺贈のみを承認し、その余は放棄します。  
③ 上記遺贈を全て放棄します。

(①～③のいずれかを選択し、にチェックを入れてください。②を選択する場合には、遺贈を承認する土地の番号をご記入ください。)

## 第6 遺言による信託

### <フローチャート～遺言による信託>







新日本法規